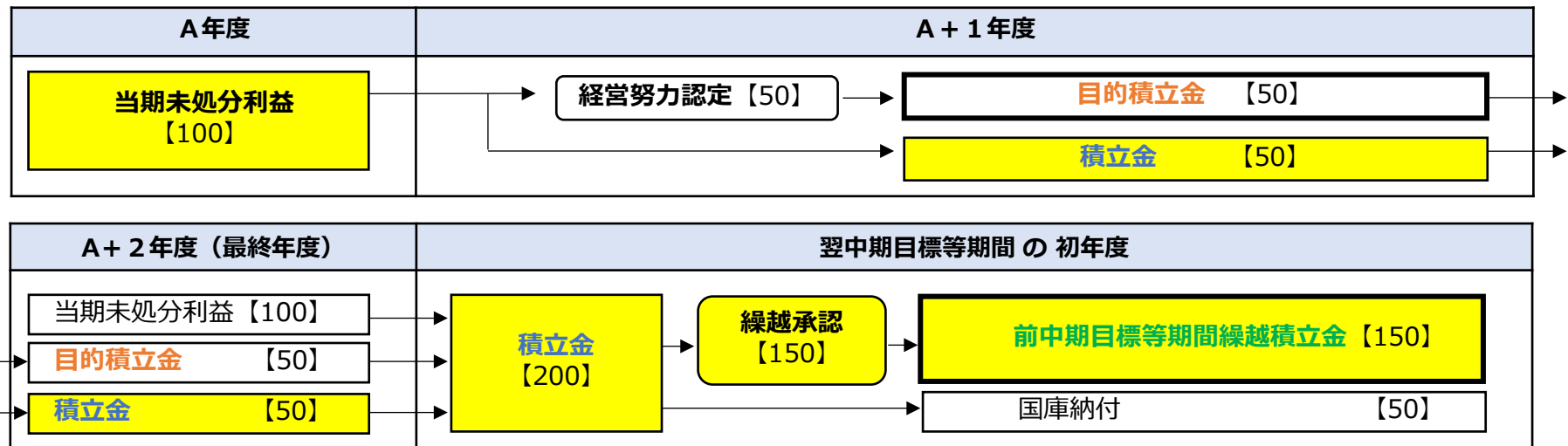


(参考 2 - 3) 前中期目標等期間繰越積立金の取り崩しに伴う過大な利益計上

- 独立行政法人の利益剰余金は、前事業年度から繰り越した損失を埋めて残余があれば**積立金**として積み立てて（独法通則法第44条第1項）、翌年度以降の損失の補てんに用いる（独法通則法第44条第2項）。
 - 中期目標管理法人及び国立研究開発法人については、前事業年度から繰り越した損失を埋めて残余があれば、主務大臣の承認を受けて、その残余の全部または一部を**目的積立金**として積み立てて、翌年度以降、中期目標等計画で定めた「剰余金の使途」に沿って用いることができる（独法通則法第44条第3項）。
 - 中期目標等期間終了後の**積立金**の処分については個別法で定めるとされており（独法通則法第44条第4項：原則、国庫納付）、主務大臣の承認を受けた金額は次期中期目標等期間に繰り越して、個別法に定める業務に用いることができる（**前中期目標等期間繰越積立金**）。
- （注）中期目標及び中長期目標の期間の最後の事業年度における残余の目的積立金や前中期目標等期間繰越積立金は、一旦積立金に振り替えなければならないこととされている（独法会計基準第96）。



- **目的積立金**については、中期目標等計画に定めた使途に沿った費用が発生したときは、その同額を**目的積立金**から取り崩すとともに、当該取崩額を当期純利益に加算して当期総利益を算定することとされている（独法会計基準第97）。これは、目的積立金を取り崩して使用する際に新たに運営費交付金の手当てがなされることはないため、当該取崩額を当期純利益に加算することにより、目的積立金を財源とする取引の損益均衡を図る措置がとられているものである。
- さらに、現行の独法会計基準においては、中期目標等期間を跨いで繰り越される**前中期目標等期間繰越積立金**についても、**目的積立金**の会計処理と同様の処理を行うこととされている（Q&A 97-4）。
- このような中、**前中期目標等期間繰越積立金**については、経営努力で得られた利益のほか、**自己収入を財源として取得した償却資産の未償却残高などの資金の裏付けがない積立金**を含めて繰り越すこととされているところ（別紙参照）、翌中期目標等期間においてその償却費の計上に伴い前中期目標等期間繰越積立金を取り崩した場合、その取崩額が当期純利益に加算されることにより、**資金の裏付けがない積立金を当期純利益に加算して当期総利益が計算される状況**が生じている。

例：受託研究1,000を受託し（**受託研究は損益均衡対象外**）、これを財源に研究機器1,000（耐用年数5年）を取得した。受託研究は1年目に完了し、当該研究機器は受託研究終了後も他の研究で活用している。

損益計算書(現行基準)

当中期目標期間

次期中期目標期間

損益計算書(改訂案)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	4年目	5年目
収益	1,000	0	0	0	0	0	0
費用	200	200	200	200	200	200	200
純利益	800	△200	△200	△200	△200	△200	△200
前中期目標期間 繰越積立金取崩額	0	0	0	200	200	0	0
総利益	800	△200	△200	0	0	△200	△200

損益不均衡

4年目BS(現行基準)

固定資産	200	
		前中期目標等期間 繰越積立金 200
		積立金 0

4年目BS(改訂案：取崩をしない場合)

固定資産	200	
		前中期目標等期間 繰越積立金 400
		積立金 △200

取崩をしない場合、資金の裏付けがない未償却残高相当の利益は前中期目標等期間繰越積立金に留保され、中期目標等期間の最終年度に積立金に振り替えられる。また、取崩をしない場合の減価償却費の計上に伴う損益△200については、BSの資産の部で同額の積立金の減額となって表れることとなり、取崩をする場合としない場合とで利益剰余金の合計額に変化は生じない。

→ 本改訂の目的は、損益均衡対象外の取引について部分的に損益均衡が図られてしまっている状況の是正にある。